第十三号様式中「平成」を「令和」に改める。
第十三号の三様式中「平成」を「令和」に改める。
第十三号の四様式から第十六号様式まで中「平成」を「令和」に改める。
第十四号様式から第十六号様式まで中「平成」を「令和」に改める。

（食品衛生法施行規則等の一部改正）

第七条　次に掲げる省令の規定中「平成」を「令和」に改める。

一　食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）様式第十五号
二　社会保険診療報酬支払基金法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十四号）　別記様式（裏面）
三　社会福祉法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十八号）別記様式（裏面）
四　覚せい剤取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十号）別記第十号様式の二、別記第十号様式の三及び別記第十一号様式の二
五　死産届書、死産証書及び死胎検案書に関する省令（昭和二十七年厚生省令第十二号）別記様式
六　戦傷病者戦没者遺族等援護法施行規則（昭和二十七年厚生省令第十六号）様式第一号から様式第二号まで、様式第十五号から様式第十九号まで及び様式第二十二号から様式第二十四号まで
七　母体保護法施行規則（昭和二十七年厚生省令第三十二号）別記様式第十二号㈠から別記様式第十三号㈡まで
八　引揚者給付金等支給法施行規則（昭和三十二年厚生省令第二十五号）様式第一号及び様式第三号から様式第七号まで
九　生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行規則（昭和三十二年厚生省令第三十七号）様式第一及び様式第二
十　水道法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十五号）様式第十二から様式第十二の三まで
十一　毎月勤労統計調査規則（昭和三十二年労働省令第十五号）様式第一号から様式第五号まで
十二　国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）様式第三（裏面）、様式第四（裏面）、様式第六（裏面）、様式第八（裏面）及び様式第九（裏面）
十三　老齢福祉年金支給規則（昭和三十四年厚生省令第十七号）様式第二号から様式第六号まで
十四　最低賃金法施行規則（昭和三十四年労働省令第十六号）様式第一号から様式第五号まで
十五　社会福祉施設職員等退職手当共済法施行規則（昭和三十六年厚生省令第三十六号）別記様式（表面）
十六　母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則（昭和三十九年厚生省令第三十二号）別記様式
十七　賃金構造基本統計調査規則（昭和三十九年労働省令第一号及び様式第二号
十八　戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律附則第八条第二項の規定による届出に関する省令（昭和四十六年厚生省令第二十号）別記様式
十九　ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和四十七年労働省令第三十三号）様式第十六号及び様式第十七号
二十　産業安全専門官及び労働衛生専門官規程（昭和四十七年労働省令第四十六号）別記様式（第一面）
二十一　有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律施行規則（昭和四十九年厚生省令第三十四号）様式第一及び様式第二
二十二　建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第二十九号）様式第一号、様式第二号、様式第九号及び様式第十号
二十三　環境衛生監視員証を定める省令（昭和五十二年厚生省令第一号）別記様式
二十四　介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）様式第一号（表面）、様式第一号の二（表面）、様式第一号の二の二（表面）、様式第一号の三（表面）、様式第二号（裏面）、様式第三号（裏面）、様式第三号の二（裏面）、様式第三号の三（裏面）、様式第三号の四（裏面）、様式第四号（裏面）、様式第五号（裏面）、様式第五号の二（裏面）、様式第五号の三（裏面）、様式第六号（裏面）、様式第七号（裏面）及び様式第八号（裏面）
二十五　健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則様式第一号の二（表面）
二十六　厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成十四年厚生労働省令第二十五号）別記様式第一及び別記様式第二
二十七　身体障害者補助犬法施行規則（平成十四年厚生労働省令第百二十七号）様式第四号（裏面）
二十八　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）　別表第三号から別表第九号まで
二十九　介護給付費等の請求に関する省令（平成十八年厚生労働省令第百七十号）様式第一から様式第六まで
三十　障害児通所給付費等の請求に関する省令（平成十八年厚生労働省令第百七十九号）様式第一から様式第四まで
三十一　高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号）様式第六号（裏面）、様式第七号（裏面）、様式第八号（裏面）、様式第九号（裏面）、様式第十号（裏面）及び様式第十一号（裏面）
三十二　厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百五十一号）様式第一号、様式第二号及び様式第四号から様式第六号まで
三十三　難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）様式第一号及び第二号
三十四　社会福祉法人会計基準（平成二十八年厚生労働省令第七十九号）第一号第一様式から第三号第四様式まで

（墓地、埋葬等に関する法律施行規則等の一部改正）

第八条　次に掲げる省令の規定中「平成」を「令和」に改める。

一　墓地、埋葬等に関する法律施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十四号）別記様式第一号から別記様式第七号まで
二　クリーニング業法施行規則（昭和二十五年厚生省令第三十五号）別記様式
三　狂犬病予防法施行規則（昭和二十五年厚生省令第五十二号）別記様式第一
四　検疫法施行規則（昭和二十六年厚生省令第五十三号）様式第十五（ホ）（表面）
五　日本赤十字社法施行規則（昭和二十七年厚生省令第四十三号）別記様式（表面）
六　社会保険審査官及び社会保険審査会法施行規則（昭和二十八年厚生省令第四十三号）別記様式
七　と畜場法施行規則（昭和二十八年厚生省令第四十四号）様式第二号
八　労働保険審査官及び労働保険審査会法施行規則（昭和三十一年厚生省令第十七号）様式第一号から様式第十三号まで
九　未帰還者に関する特別措置法施行規則（昭和三十四年厚生省令第五号）様式第一及び様式第二
十　老人福祉法施行規則（昭和三十八年厚生省令第二十八号）別記様式第一（表面）、別記様式第二（表面）、別記様式第二の二（表面）及び別記様式第二の三（表面）
十一　厚生労働省関係構造改革特別区域法施行規則（平成十五年厚生労働省令第五十八号）別記様式第一号及び第二号
十二　健康増進法施行規則（平成十五年厚生労働省令第八十六号）別記様式（表面）